

1 飼料業務の概要

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、県内に本社が所在する飼料販売業者及び飼料添加物販売業者の届出事務を行った。また、飼料等製造業者への立入検査を行い、法令や各種ガイドラインの遵守の確認を行うとともに、使用原料・保管状況の確認や収去した飼料の分析による安全性の確認を行った。

併せて、各飼料等製造業者等へ法令に基づく届出提出の指導や、表示の指導等を行った。

2 飼料販売業者及び飼料添加物販売業者からの届出

飼料販売業者からは28件、飼料添加物販売業者からは13件の届出があった（表1）。

表1 届出件数

区分	届出の種類	件数
飼料販売業者	新規届	7件
	変更届	19件
	廃止届	2件
	計	28件
飼料添加物販売業者	変更届	11件
	廃止届	2件
	計	13件
合計		41件

3 立入検査の実施状況

（1）立入検査の概要

県内の飼料等製造業者や飼料等販売業者について59件の立入検査を実施した。使用原料や保管状況の確認、収去・分析による流通飼料の安全性確認及び届出事項、表示事項、帳簿の備付け・記録等、業務における法令遵守の確認を行った（表2）。

また、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」や「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」の遵守確認を行った。

各業者ごとの指導件数、指導内容の概要は下記のとおり。

ア 飼料製造業者	:	11件	（届出の不備5件、表示の不備4件、BSEガイドライン遵守の不備2件） ※1
イ 飼料添加物製造業者	:	1件	（届出の不備：1件）
飼料輸入業者	:	1件	（届出の不備：1件）
ウ 飼料販売業者	:	12件	（届出の不備5件、BSEガイドライン遵守の不備7件）
エ 飼料添加物販売業者	:	1件	（届出の不備：1件）

表2 検査結果

区分	立 入 検 査 箇 所 数 （ a ）	指摘事項		指摘事項内容（件数）											（ c ） ／ （ b ） 当 指 摘 事 項 1 箇 所 指 摘 件 数	
		箇 所 数 （ b ）	（ b ） 割 合 （ % ） （ a ）	法第2章関係							規 格 適 合 飼 料	法 第 3 2 条 表 示	製 造 業 者 届	そ の 他		計 （ c ）
				成 分 規 格	製 造 の 基 準	保 存 の 基 準	使 用 の 基 準	表 示 の 基 準	特 定 飼 料 等	製 造 管 理 者						
承認配合飼料工場																
その他の配混合飼料工場	5	3	60.0%									1	2		3	1
単体飼料工場	13	5	38.5%									3	3	2	8	1.6
飼料製造業者（☑上記以外）※2	1															
飼料添加物工場	1	1	100.0%										1		1	1
飼料添加物製造業者（☑上記以外）																
飼料輸入業者	3	1	33.3%										1		1	1
飼料添加物輸入業者																
飼料販売業者	30	10	33.3%										5	7	12	1.2
飼料添加物販売業者	6	1	16.7%										1		1	1
使用者（畜産農家）																
使用者（養殖漁家）																
運送業者																
運送取扱業者																
倉庫業者（☑サイロ）																
倉庫業者（☑サイロ以外）																
計	59	21	35.6%									4	13	9	26	1.2

※1：飼料製造業者の指導件数は表2の「その他配混合飼料工場」、「単体飼料工場」、「飼料製造業者(上記以外)」の指導件数の合計を示す。

※2：「飼料製造業者(上記以外)」は本県での中継基地を示す。

(2) 検査の実施率

平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」に基づく平成17年度からの検査実施率は以下のとおり。

ア 配混合飼料の製造事業場 : 94.1 % (16 / 17)

イ 単体飼料及び飼料添加物の製造事業場 : 87.0 % (47/54)

ウ 飼料輸入業者・飼料販売業者・飼料添加物販売業者の保管施設
： 95.1 % （196 / 206）

(3) 収去検査

立入検査において、配合飼料 4 件、混合飼料 1 件、単体飼料 8 件、合計 13 件を収去し飼料の安全性及び栄養性を検査した。

いずれも正常なものであることが確認された（表3、表4）。

(4) 重量検査

単体飼料 1 件で実施した。異常は認められなかった。

表3 収去品の安全性に関する検査結果

区分	収去件数	検査項目		正常なもの		正常でないもの	
		カドミウム (件数)	鉛 (件数)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
配合飼料	4	4	4	4	100		
混合飼料	1	1	1	1	100		
単体飼料	8	8	8	8	100		
計	13	13	13	13	100		

表4 収去品の栄養性に関する検査結果

区分	収去件数	検査項目						正常なもの		正常でないもの	
		粗たん白質 (件数)	粗脂肪 (件数)	カルシウム (件数)	りん (件数)	粗繊維 (件数)	粗灰分 (件数)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
配合飼料	4	4	4	4	4	4	4	4	100		
計	4	4	4	4	4	4	4	4	100		

4 飼料の違反内容と処置及び指導事項

(1) 違反内容と処置（行政指導）

該当なし。

(2) その他の指導事項等

ア 単体飼料1件について、動物医薬品的な表示がされていたため、県中家畜保健衛生所と共に指導を行った。

イ 配合飼料1件について、他県より異物混入の報告があったため製造事業場で確認を行った。異物混入防止の不備は確認されなかった。